

令和2年度事業報告

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大という特異な情勢の下、例年とは違う様々な制約を受けながらも、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター事業の一層の定着化を図るため、暴力追放のための広報啓発活動並びに暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実に努め、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活性化を図った。

1 広報啓発事業（第1号事業）

(1) 各種広報資料の作成配布

不当要求防止責任者講習・一般暴排講習の受講者、職域暴排組織協議会会員、賛助会員等に対し、暴力追放運動に対する理解を深め、その活動を活発化させるため、以下の広報資料を作成あるいは購入し、配布した。

○ 会報「暴追やまぐち」No.56・57	3,000部
○ 山口県の暴力団情勢（2020年版）	2,000部
○ 不当要求防止責任者教本	1,000部
○ 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢	1,000部
計	<u>7,000部</u>

○ ステッカー「責任者選任事業所之証」	1,400枚
○ 暴排ポスター	1,200枚
○ 暴追カレンダー（2021年版）	1,450枚
○ 広報マスク「暴力団追放三ない運動+ワン」	15,000枚

計 19,050枚

(2) 暴力追放県民大会の延期

令和2年10月22日、第29回山口県暴力追放県民大会を、萩地区暴追協議会、県警とともに、萩市内の「萩市民館」において共同開催し、県民の暴力団排除気運を盛り上げる予定であったが、コロナ禍の影響を受け、やむなく開催を延期し、本年10月に萩市民館において第29回大会を開催する予定で、現在準備中である。

(3) ホームページのリニューアル、FAXネットによる情報提供

暴追センターホームページについては、インターネット上に設定してから、

約15年と相当期間が経過していたこと等から、県民により親しみやすく分かりやすいように内容をリニューアルした上で、

会報「暴追やまぐち」

暴力団追放DVDの無料貸出し

山口県暴力追放運動推進センターの公開資料

等を、その都度更新しタイムリーな素材提供を行った。

FAXネットについては、機関紙「暴追センターだより」

No.163 不当要求防止責任者講習日程

No.164 暴追やまぐちNO.56の一部訂正

No.165 岩国地区暴力追放運動担当者連絡会議の開催

No.166 不当要求防止責任者講習日程

の情報発信を、個人・法人会員等約400か所に行った。

(4) 視聴覚教材の整備と貸し出し

暴排啓発DVDは25タイトルを保有し、これらを不当要求防止責任者講習及び一般暴排講習において活用したほか、令和2年度は、のべ14団体に暴排研修資料として貸し出した。

2 組織活動支援事業（第2号、第6号、第8号、第9号事業）

(1) 地区暴力追放運動協議会に対する支援

ア 県及び各地区暴追協議会との連携強化

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、例年実施されていた各地区暴追協議会が中止となった中で、令和2年9月8日、県主催の山口県暴力追放運動協議会に出席した他、同年8月25日には、同月15日に岩国市内で発生した暴力団幹部に対する銃撃事件を受けて開催された、岩国地区暴力追放運動担当者連絡会議に出席し、県及び地区暴追協議会等との情報共有及び連携強化を図った。

イ 暴力団排除活動に対する支援金の支給

各地域における暴排活動を支援するため、岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門、萩の8地区協議会に、事業助成のための支援金の交付と、各種資料の提供等を行った。

(2) 公共工事関連暴力団排除組織に対する支援

公共工事関連暴力団排除組織については、昨年度は1組織が新たに設立され、

同設立総会に出席し、暴力団排除に対する意識を高揚させたが、それ以外は、コロナ禍の影響もあり、開催はなかった。

開催日	協議会名
令和 2 年 9 月 3 日	一般国道 4 9 0 号 (絵堂萩道路) 労働災害防止及び暴力追放協議会設立総会

(3) 企業暴排組織に対する支援

コロナ禍の影響で、山口県企業防衛対策協議会は中止となったが、証券警察連絡協議会、生保警察連絡協議会、損保警察連絡協議会等の県内組織の総会に出席し、暴排活動に対する連携強化を図った。

(4) 自治会等住民団体に対する支援

ア 暴力団事務所使用差止業務の推進

暴力団組事務所撤去に関する住民要望なく、対応事案はなかった。なお、将来の暴力団事務所の使用差止訴訟に係る裁判費用については、令和 2 年度現在、4 6 0 万円を積立てている。

イ 訴訟費用の貸付・見舞金の給付

訴訟費用の貸付はなかった。また、暴力団員による傷害事件の被害者に対する見舞金の支給についても、対象事件がなく支給しなかった。

3 暴力追放相談活動 (第 3 号事業)

(1) 暴力追放相談

令和 2 年度の相談件数は 7 4 件で、前年度より 9 件の減少となった。

相談内容は、金融機関からの個人照会、いわゆる暴力団属性照会が大半を占めており、経済取引からの暴力団排除の一手段としての機能を含む事業となった。

(2) 暴力追放相談活動の体制

刑事、民事を問わず様々な相談に対応すべく、暴迫センター職員 3 名及び相談委員に委嘱している弁護士 2 名、保護司 2 名、少年指導委員 1 名の計 8 名の相談体制をとっているが、事件に結びつく相談はなかった。

4 不当要求防止責任者講習事業 (第 7 号事業)

公安委員会からの委託を受け、事業者から選任された不当要求防止責任者を対

象にロール・プレイングや民暴弁護士による講演を取り入れた講習を例年実施してきたが、昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府の緊急事態宣言の発出を受け、予定していた5月、6月中の講習を全て中止した。

その後、7月から講習を再開したが、新型コロナの感染拡大防止のため、各会場の参加者は、収容定員の50%未満との制限を受け、少人数での開催を余儀なくされたが、講習時には、マスク着用をはじめ、検温、手指のアルコール消毒、定期的な換気、ソーシャルディスタンスの確保、緊急連絡先の提出等、可能な限りの対策を講じた上で、合計36回、704名を対象に実施した。

また、一般暴排講習についても、行政機関、企業等、合計5回、215名を対象に実施した。

5 暴力団からの離脱、就労支援（第5号事業）

警察・職安・協賛企業（令和2年度末23社）等と連携を図り、暴力団員の組織からの離脱促進と就労について支援活動を行った。

(1) 山口県暴力団員社会復帰対策協議会総会

令和3年1月27日、警察、職安及び保護更（矯）正機関並びに協賛企業等11名参加の総会を開催する予定だったが、本年に入り、県内で新型コロナウイルスのクラスターが相次いで発生する等、感染が急速に拡大したことを受けて中止し、会員に対しては、役員変更選等を文書にて通知した。

(2) 暴力団員の離脱

暴力団員の離脱については、1件1名の相談に応じ、離脱させた。なお、就労援助希望はなかった。

(3) 更生援助金の支給

離脱者に対する当面の生活資金の援助施策であるが、該当事案なく支給はなかった。

6 少年に対する暴力団の影響を排除する事業の推進（第4号事業、第10号事業）

少年の暴力団への加入強要防止対策を、暴力追放相談委員である少年指導委員とともに推進しているが、令和2年度の取扱事案はなかった。

7 その他の事業（第11号事業）

(1) 暴力団追放モニター制度の活用

暴力団情報の提供と県民の要望を把握することを目的に、暴力団追放モニタ

ー5名を委嘱しているが、特異な情報はなかった。

(2) 表彰

暴力追放運動に寄与した個人・職域等を次のとおり表彰した。

ア 県内表彰

会長感謝状 ～ 団体1、個人1

イ 管区表彰

管区警察局長・管区内暴迫センター会長連名表彰 ～ 個人1

ウ 全国表彰

警察庁長官、全国暴迫センター会長連名表彰 ～ 個人2

(3) 調査研究

全国センター主催の各種会議に出席し暴力団情報を収集したほか、不当要求防止責任者講習の機会をとらえ、受講者704名を対象に暴力団関係者等反社会的勢力による不当要求の実態や、暴排対策上の意見、要望等についてアンケート調査を実施した。

(4) 賛助会員の募集

令和2年度中に6団体・2個人の新規加入を得た。

※年度末会員数～283団体、39個人

以 上